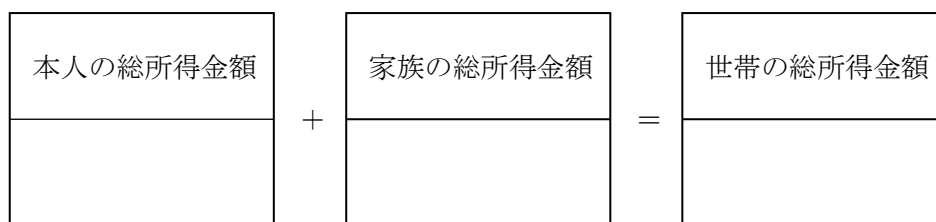


(1) 各自の総所得金額を計算

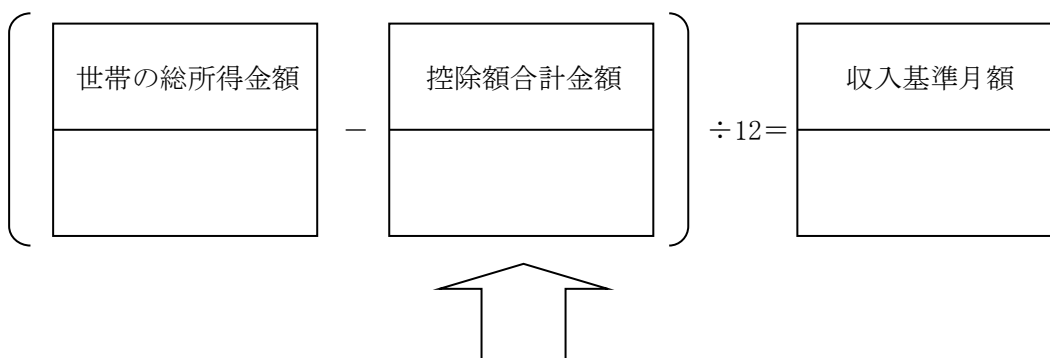
総所得金額＝給与所得＋事業所得＋年金所得＋不動産所得＋利子所得＋配当所得

(各自の総所得金額を計算してください。)

(2) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算



(3) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き12で割って収入基準月額を計算



	控除対象	控除額
1	同居親族	38万円× 人＝ 円
2	同居しない扶養親族	38万円× 人＝ 円
3	老人扶養親族	10万円× 人＝ 円
4	特定扶養親族	25万円× 人＝ 円
5-(1)	特別障害者	40万円× 人＝ 円
5-(2)	障害者	27万円× 人＝ 円
6	寡婦	27万円× 人＝ 円
7	ひとり親控除	35万円× 人＝ 円
8	給与所得者又は 公的年金等所得者控除	10万円× 人＝ 円
	控除額の合計	円

寡婦控除は、所得が27万円以上の方については27万円、27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

ひとり親控除は、所得が35万円以上の方については35万円、35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

給与所得又は公的年金等所得控除は、所得が10万円以上の方については10万円、10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

(注意) 詳しい所得計算方法は北部管理センターまでご連絡ください。